

平成 21 年 6 月 15 日

各社会福祉施設等管理者 } 殿  
各介護老人保健施設管理者 }

香川県健康福祉部長



### 社会福祉施設等における節水と水の確保について

今般の渇水により、6月14日より香川用水は第二次取水制限が実施されましたが、市町によっては状況により給水制限を行うことも考えられます。

県といたしましては、水道事業者である各市町長に対し、別添写しのとおり、社会福祉施設等に対する給水の確保について依頼しているところです。

今後もまとまった降雨がなければ、さらに水不足が深刻化することが予想されますことから、各市町の給水制限等の状況に応じて、衛生面にも十分配慮しつつ、下記事項にご留意のうえ、施設の運営を行うとともに水の確保を図るようお願いします。

なお、貴施設におかれましても、一層の節水に御協力くださるよう併せてお願いします。

### 記

- 1 各施設の自己水源や、施設が所在する市町の給水対策等、水の確保の見通しについて十分把握するとともに、該当市町の保健福祉部門との連携及び情報交換を密接に行うこと。
- 2 給食を実施している施設においては、給水の実状に応じて、使い捨て食器の導入等の措置を講ずるなど、節水に努めること。
- 3 井戸等の自己水源を有する施設にあっては、その有効活用に努めること。なお必要に応じ、水質検査を実施されたいこと。
- 4 感染症の予防のため、薬剤を用いた手指等の消毒に努めること。
- 5 水不足のため、施設や事業の運営に困難をきたすと判断される場合には、速やかに関係機関と協議されたいこと。



21健康第15437号

平成21年6月15日

各市町長殿

香川県健康福祉部長



社会福祉施設等における水の確保等について

今般の渇水により、6月14日、香川用水は第二次取水制限に入りましたが、今後もまとまった降雨がなければさらに取水制限が強化されることが予想されています。

つきましては、社会福祉施設や病院、診療所等の医療施設における事業が円滑に運営できることとあわせ、在宅のひとり暮らしの高齢者、障害者等に対する生活用水が確保できるよう格段のご配慮をお願いします。

また、衛生面においては、手洗い励行等について住民に対する啓発を行うなど、十分ご留意ください。